

第 30 回

新 城 市 農 業 委 員 会 会 議 録

新 城 市 農 業 委 員 会

第 30 回 新 城 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和8年3月26日（水）午後2時00分 新城市役所 4階会議室4－2・4－3

1 出席委員は次のとおりである。

議席1番	河合 勝正	議席2番	西郷 耕一	議席3席	欠 員
議席4番	原田 裕子	議席5番	武川 喜久	議席6席	生田 智美
議席7番	片桐 彦一	議席8番	竹川 正文	議席9席	森本 逸男
議席10席	森野 哲明	議席11席	久保田 尚子	議席12席	小山 嘉之

1 本会の事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長 松山 元晃

書 記 近藤 由幸 美澤 藍 小出 千恵子 松井 亜詠
加藤 良一 豊田 比呂子

午後2時00分 開会

議長 ただいまの出席委員は11人中11名です。定足数に達しております。第30回新城市農業委員会を開会します。
 日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
 (異議なし)

議長 異議ないものと認め指名いたします。
 9番委員、10番委員 にお願いします。

議長 次に、日程第2の議案の審議を行います。

議長 はじめに、第144号議案の農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第144号議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転10件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は共に50年、年間従事予定日数は240日・180日であり、必要な農作業従事を予定しています。また農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は4,366.00㎡です。権利取得後は、なすの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号2番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻・子・子の妻がおり、農作業歴は55年・50年・26年・20年、年間従事予定日数は150日・60日・60日・60日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から自動車です。権利取得後は、水稲の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号3番

譲受人の経営規模を拡大し自己所有地と一体で管理するため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻・母がおり、農作業歴は31年・21年・61年、年間従事予定日数は120日・20日・120日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から自動車です。権利取得後は、水稲の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号4番

譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は共に0年ですが、譲渡人のサポートを受けながら、耕作を行っていきます。年間従事予定日数は140日・150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は1,399.00㎡です。権利取得後は、野菜類・栗等の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号5番

	譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人がおり、農作業歴は0年で、年間従事予定日数は160日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で5分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は640.00㎡です。権利取得後は、菜の花の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号6番 譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は41年・31年で、年間従事予定日数は130日・120日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は13,501.20㎡です。権利取得後は、栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号7番 譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人3名がおり、農作業歴は0年ですが、近隣の方のサポートを受けながら農作業を行っていきます。年間従事予定日数は280日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は384.00㎡です。権利取得後は、いちじくの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号8番 譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人がおり、農作業歴は0年、年間従事予定日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は289.00㎡です。権利取得後は、季節野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号9番 譲受人の新規就農のため、無償譲渡により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は共に4年、年間従事予定日数は共に100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の移住予定地から徒歩で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は472.00㎡です。権利取得後は、梅の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号10番 譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人がおり、農作業歴は1年、年間従事予定日数は300日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しており、水稻に必要な田植え機及び稲刈り機は所有していませんが、自身の勤務先である農業法人に作業委託するため問題ありません。申請地は耕作者の自宅から自動車で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は6,890.00㎡です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上、申請番号1番から10番について、許可基準の各号の制限には該当しないことから、許可することを原案といたします。 第144号議案の説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	なければただいまから、質疑に入りますが、発言のある方は挙手をお願いします。
推進委員	申請番7番について、経営予定面積384.00㎡で、いちじくの作付けを予定している。また、年間従事日数は280日を見込んでいるが、当該規模では生計を維持することが困難と

	考えられるが、他に従事している仕事はあるのか。
事務局	申請者は、本業でうずらの飼養を営んでおり、いちじくについては趣味的な位置づけで耕作を予定しているとのことである。なお、申請地は当該飼育施設及び自宅に隣接しており、日常的に農作業に従事することが可能な立地であり、本業のうずらの養鶏の日数も含めて 280 日となっている。
推進委員	畜産も農業に含まれるため、既にうずらの飼養を営んでいる場合、新規就農には該当しないのではないか。
事務局	申請者が農地を取得するのは今回が初めてであるため、本件については新規就農として取り扱います。
議長	その他の質問はないようです。 それでは、採決をとりたいと思います。第 144 号議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 145 号議案の農地法第 5 条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第 145 号議案について説明させていただきます。 議案書 6 ページをご覧ください。所有権移転 3 件、賃借権設定 1 件、使用貸借権設定 1 件の計 5 件です。 議案書 7 ページをお開きください。お手元の農地区分表と許可基準表に沿って概要を説明致します。それぞれの申請者、申請地についてはご覧のとおりとなります。 申請番 1 番と 2 番について、同一事業者による同一目的の転用申請のため、まとめた説明を行います。 番号 1 番について、使用貸借により、規模拡大により資材置場兼駐車場の整備目的として転用するものです。農地法の許可を得ず、令和 3 年に工事用の資材置場として貸し出しを行い、現在に至ります。そのため、始末書が添付されています。 番号 2 番については売買により、規模拡大により資材置場兼駐車場の整備目的として転用するものです。立地基準についてです。農地区分は、区分表の第 2 種農地③と判断しました。 立地基準について説明します。どちらも農地区分は、区分表の第 2 種農地③「市街地に近接する区域かつ一団となる農地の規模が概ね 10ha 未満の区域にある農地」と判断しました。番号 1 については国道沿いであり、「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。番号 2 については、本社近くにあり、「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」であるため第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてです。残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで排水方法については、雨水を敷地内への浸透を予定しており、集水桝を設置して、隣接地への雨水流出を防ぐ対策を講じていますので、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整済です。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。 申請番号 3 番。 売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。 当該地は令和元年ごろに地主が農地法の許可を得ず、蛇害の被害をおさえる状況改善のために全面砕石敷としました。そのため、始末書が添付されています。 立地基準についてです。農地区分は、区分表の第 2 種農地③と判断しました。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてです。残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金

	力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで排水方法については、雨水を敷地内への浸透を予定しており、土堰堤を設置して、隣接地への雨水流出を防ぐ対策を講じていますので、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電に関する売電契約書が添付されております。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま
	申請番号4番。 使用貸借の権利設定し、駐車場と庭を整備することを目的として転用するものです。地主が平成14年ごろに農地法の許可を得ずに、駐車場として利用していたことから、始末書が添付されています。 立地基準の説明となります。農地区分は、第3種農地②「駅から300m以内の区域にある農地」に該当します。第3種農地であるため、許可ができるものとなります。 次に転用許可の一般基準についてです。土地造成は整地のみで排水方法については、雨水を敷地内への浸透を予定しております。他法令は調整済であることから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま
	申請番号5番。 売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。 立地基準についてです。農地区分は、区分表の第2種農地③と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてです。残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで排水方法については、雨水を敷地内への浸透を予定しており、あぜ板を設置して、隣接地への雨水流出を防ぐ対策を講じていますので、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電に関する売電契約書が添付されております。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま
	以上、第145号議案5件に全てにつき、許可相当意見とすることを原案といたします。議案の説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。それでは採決をとりたいと思います。
議長	第145号議案について、原案のとおり許可相当意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第146号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条各号に基づく農用地利用集積等促進計画に対する意見の決定及び要請について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第146号議案についてご説明します。議案書の9ページをご覧ください。今回、使用貸借権設定17件、賃借権設定11件です。 ここからは、地域計画区域内と地域計画区域外の2つに分けてご説明します。議案書の10ページ-13ページをご覧ください。申請番号1番から20番、21番の上から3筆、22番の上から2筆が地域計画区域内の農地です。 地域計画区域内で目標地図に位置付けられた担い手に貸し付けるのは、表の中央部にあ

	ります地域計画新規、再貸付、更新の別の内のみ書かれている筆です。その他、担い手以外に貸し付ける筆は、内③と書かれている筆です。 今回は地域計画区域内の農地で 10 年以上の契約はないため、事後的な地域計画の変更が行われる農地はありません。本市では 10 年未満と短い契約は一時的な貸付として整理しており、内③と記載しています。 続いて、地域計画外の農地に関する議案内容に移ります。 地域計画区域外の農地は、農用地利用の効率化および高度化の促進を図ることがあれば、農業委員会の要請によって農地の賃借が可能となります。この場合、市から地域計画に支障がない旨の意見を得る必要があります。この意見を参考に、農業委員会で要請すべきものかどうかを審議していただきたいです。 このことを前提に、今回の議案の農地についてご説明します。議案書の 13 ページをご覧ください。申請番号 21 番の 1 筆、22 番の 3 筆、23 番から 27 番までが地域計画区域外の農地です。 なお、令和 8 年 3 月 19 日付で、市の担当者より「意見なし」の回答を受けています。 申請番号 28 番につきましては、使用貸借権を設定していた耕作者の死亡による借り手の変更です。通常であれば、再度結びなおすのですが、中間管理機構へ貸付をすでに行っており、従前の契約内容と変わらないため耕作者と機構との間の契約のみを再設定するものです。 以上、申請番号 1 番から 28 番の案件について、農用地利用集積等促進計画の基本方針および農地中間管理事業規程に適合しており、賃貸借権の設定等を行うための要件を満たしていると判断します。 したがって、第 146 号議案は適当であるとの原案を提案します。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員から何か補足等はありませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号 17 番 について、■■委員が「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により議事参与の制限を受けますので、議事参与の制限を受ける案件以外の番号について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議長	議事参与を受ける案件以外の番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定いたします。
議長	続いて、17 番になります。ここで■■委員には、一時退室をお願いします。 (委員退室)
議長	■■委員に関連する番号について発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。該当番号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定いたします。

議長	事務局は、委員を入室させてください。 (委員入室・着席)
議長	つづいて、第 147 号議案の農業経営基盤強化促進法第 19 条に定める地域計画に関する意見聴取について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは第 147 号議案についてご説明いたします。 議案書の 15 頁をご覧ください。 今回、市より照会のありました地域計画の変更に対する意見聴取につきましては、「簡易な変更」に位置付けられる案件となります。そのため、今回は協議という位置づけではなく、地域計画変更案に対する意見聴取のみとなります。 具体的には、これまでの案件においては、農地法や農振法における一般基準や立地基準等の視点で協議をいただきましたが、今回は報告に近いものとなります。 説明に移らせていただきます。 別紙 147 号議案 関係資料をご覧ください。 表紙にありますよう、3 地区の変更になります。 主な内容としましては、 ・新たに新規就農者となった人を地域計画へ追記 ・過年度より国の補助金を受けている者の追記 ・今年度中に 10 年以上の期間で利用権を設定した者の追記 ・営農型発電の更新 になります。 まず、新城地区からの説明となりますが、1 頁をご覧ください。 今回の地域計画の変更内容としまして、上から認定新規就農者 1 名、続いて環境保全型農業直接支払い交付金関係者 2 名で 3 地区行っている。今年度中に 10 年以上の利用権設定を結んだ者 4 名で 3 地区。 最後に営農型発電の更新になります。 3 頁をご覧ください。 営農型発電施設の有無により地域計画の面積には関係しませんので、それ以外の新規就農者や利用権設定をしたものを地域計画に反映したのになります。 5 頁に新城地区の担い手一覧に加え、その面積を 4 頁の地域計画に反映しております。 6 頁以降に変更点を反映した地域の目標地図を添付しております。 13 頁から営農型発電施設の更新になります。 14 頁 15 頁に事業計画書が付けられており、16 頁に白黒ではありますが、写真が付けられています。 毎年、提出することとなっている栽培実績書からは、地域の平均反収 498 k g に対し、令和 5 年は 353 k g、令和 6 年は 362 k g、令和 7 年は 419 k g と 8 割反収は 398 k g であり、概ね適切な営農をしているものと判断いたします。 続きまして、鳳来地区になります。 17 頁をご覧ください。 鳳来地区は、今年度中に 10 年以上の利用権設定を結んだ者 2 名で 2 地区と、認定農業者の耕作規模拡大による変更が 1 団体で 1 地区になります。 20 頁、21 頁に反映後の地域計画を載せております。22 頁以降に対象地域の目標地図を添付いたしております。 最後に作手地区になります。 25 頁をご覧ください。 作手地区は、認定農業者の耕作規模拡大による変更が 2 名で 1 地区でした。 26 頁、27 頁に反映後の地域計画を載せております。 28 頁に担い手一覧、29 頁に反映した目標地図を載せております。 以上、地域計画 3 地区の変更について、意見なしを原案といたします。

	以上で第 147 号議案の説明を終了いたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議長	第 147 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	(賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 148 号議案の土地改良事業計画（維持管理事業計画）の変更に係る事業参加申し出に対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは議案書 16 ページをご覧ください。 第 148 号議案「土地改良事業計画（維持管理事業計画）の変更に係る事業参加申し出に対する意見の決定について」です。 資料については、別紙第 148 号議案 資料をご覧ください。 先月に引き続き、塩瀬地区の土地改良事業につきまして、地権者 22 名より、塩瀬地区の土地改良事業に参加するため、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づく申出がありました。 通常、土地改良事業の参加資格は耕作者にありますが、賃借権が結ばれた農地などについては、地権者が土地改良事業に参加したいという申出を農業委員会に行い、農業委員会が承認することで土地改良事業への参加資格を耕作者から地権者に交替することができるというものになります。 本 市ではトラブル防止といった観点から、地権者が土地改良事業に参加する事務手続きをとっております。 表の左側、旧資格者が現在の耕作者、表の右側、新資格者が地権者です。 参考として各地権者からの申出書の写しを添付いたしております。 県営事業であり、田んぼの圃場整備と区画整理を予定しております。 地権者、耕作者ともに話をした上で、本申出に至っているとのことであるため、支障はないものと思われることから、第 148 号議案につきましては、承認するを原案といたします。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。ただいまから、質疑に入りますが、本議案について武川委員が「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により議事参与の制限を受けますので、ここで武川委員には一時退室をお願いします。
	(委員退室)
議長	本議案について発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 第 148 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長	(賛成多数) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。 事務局は、委員を入室させてください。
議長	(委員入室) つづいて、第 149 号議案の令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況及び令和 8 年度最適化活動の目標の設定等に対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	第 149 号議案、「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況」及び「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等」に対する意見の決定についてご説明をさせていただきます。 はじめに、令和 7 年度の実施状況について主な点を説明させていただきます。別添の「第 149 号議案 関係資料」をご覧ください。 1 頁目は農業委員会の状況になります。こちらは令和 7 年 4 月 1 日時点の農業委員の体制や本市の農家・農地の概要などのデータが記載されているものです。 2 頁をご覧ください。 こちらは最適化活動の令和 7 年度の当初目標と実績が記載されております。(1)の「農地の集積」につきまして、記載されております集積面積とは認定農業者等が農地を借り入れた農地の合計を表しております。 実績としましては、農林業公社しんしろから提供をいただきました数値となりまして、31.8ha 増の 375.5ha となります。 こちらの数値としましては、今年度より農地中間管理事業に一本化されたことに伴い、相対での貸し借りが農林業公社しんしろを介した貸し借りに移ったことによる増が大きいものと思われますが、塩瀬地区において、ほ場整備事業に向けて 11ha もの集約が図られたことは大きな実績かと思われます。 (2)の「遊休農地の発生防止・解消」につきましては、これまで積み上げられてきたデータを整理したところ、公共事業等で既に農地以外の地目になっているものや「非農地判定」、「現況証明」により 12.6ha もの遊休農地が減少しています。基となるデータは、令和 3 年度時点の数値に対して本日時点の差となりますが、遊休農地が解消され、農地へ復元されたものはわずかとなります。 続きまして、3 頁下段(3)の「新規参入の促進」についてです。 令和 4 年度から令和 6 年度の現状及び、それを基とした令和 7 年度の権利移動面積目標。4 頁には令和 7 年度の実績を記載しております。 令和 4 年度までは新規参入者や権利移動面積等、増加傾向にありましたが、令和 5 年度は減少しており、令和 6 年度は維持という状況に対し、令和 7 年度としましては、新規参入の経営体の数としては減っていますが、その取得農地面積としては増えておりました。 近年の傾向としまして、新規参入者の取得面積規模としては 1 経営体あたり平均 2400 m² から 3600 m² 程度とほぼ大きな変動はないものの、経営体の数としては減少傾向にあります。 続きまして、「最適化活動の実績」ですが、皆さまから日報の提出を頂いておりますが、一部の方からのご提出がいただけていない状況です。ご提出をお願いします。 提出を頂いている方の平均では、おおむね 1 月あたり 3 日くらいの活動状況であり、目標日数を 6 日としているため、目標を少し下回っている状況となります。 日報にちょっとした活動でも記録をいただくよう、改めてお願いします。 総評として、推進委員等の点検・評価結果ですがおおむね期待通りの結果であると判断しました。 6 頁をご覧ください。「事務の実施状況」です。令和 7 年度は総会を毎月開催しておりますので、定例会が 12 回ありました。農地法 3 条に基づく許可事務では、1 年間に 113 件許

	可処理しており、昨年より3件減少しております。農地転用に関する事務では、1年間に95件を許可相当意見として処理しており、こちらは昨年より7件減少しております。 続きまして、7頁をご覧ください。こちらは「令和8年度の最適化活動の目標設定等」となります。 令和8年4月1日時点の農業委員会の状況です。記載内容としましては、各種機関で公表している数値となります。 なお、「農家・農地等の概要」については、令和7年度に実施した農林業センサスの市町村データの公表がまだされておらず、令和2年度のものとなっております。 8頁をご覧ください。 ここからが令和8年度における最適化活動の目標値になります。 「(1) 農地の集積」につきまして、先にご説明した令和7年度実績と同様の数値となっております。集積面積は375.5ha、集積率は14.2%です。 「今年度の農地集積目標」は例年同様に10haを設定しています。 令和7年度より農地中間管理機構の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に一本化された影響もあり、中間管理機構を介した貸し借り等が引き続き、中心になっていくものと思われます。 農林業公社しんしろとの連携をはかりながら農地の利用集積等を図ってまいります。 「(2) 遊休農地の解消」についてですが、令和8年4月1日時点で本市の農地面積2650haのうち1号遊休農地となっている面積は34.0haあり、このような農地に対する指導や非農地判断が引き続き必要となります。今年度も主に農用地区域の土地の遊休地に対して、所有者の意向調査や担い手への貸しつけを目標とし、またここに含まれない再生困難農地については、非農地判断を進めていきます。 9頁になります。 「新規参入の促進」としまして、令和5年度から令和7年度までの実績を基に、今年度の目標値を立てており、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を8.9haとしております。 中段辺りを御覧ください。 「最適化活動の活動目標」です。ひと月あたりの活動日数目標は昨年同様に6日としております。耕作放棄地の早期発見や違反転用を未然に防ぐことを目標とし、秋ごろに農地パトロールをいたします。また継続して日報の提出にご協力をお願いします。 以上、第149号議案につきまして、令和7年度の実績及び令和8年度の目標として設定することを原案として提出いたします。
議長	事務局の説明が終わりました。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議長	第149号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。事務局は、委員を入室させてください。
議長	次に報告事項に入ります。事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案書のとおり説明。)

議長

説明が終わりました。
報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議長

ご意見等ないようです。
これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。

議長

以上をもちまして、第 30 回新城市農業委員会総会を閉会いたします。
長時間ありがとうございました。

午後 3 時 0 0 分議長は本会の閉会を宣した。